

第 13 回  
浜坂町・温泉町  
合併協議会会議録

平成 16 年 9 月 15 日

浜坂町・温泉町合併協議会

## 第 13 回浜坂町・温泉町合併協議会 会議録

日 時 平成 16 年 9 月 15 日 (水) 午後 1 時 30 分 ~ 午後 3 時 30 分

場 所 温泉町 夢ホール

### 出席者

協議会委員 (計 20 名)

浜坂町	浜坂町	温泉町	温泉町
中村政行	木谷重幸	馬場雅人	朝野美喜代
丸山諄二	熊本恭乃	松元襄司	岡田衆二
小林俊之	中井登	田中要	田中董
田中満穂	中田雄久	西脇明	中井祥三
田村昭	西垣晋輔	西村公子	中井功

顧問 (計 1 名)

兵庫県県会議員
丸上博

幹事会 (計 6 名)

浜坂町	温泉町
脇本松夫	北村繁行
岡村克巳	山崎正男
仲村秀幸	中村茂

専門部会 (計 2 名)

浜坂町	温泉町
田中隆夫 (住民部会部会長)	中村幸夫 (住民部会副部会長)

事務局 (計 6 名)

阪本晴良	太田洋二
西村大介	宮脇美智子
西村徹	川崎晴人

第13回浜坂町・温泉町合併協議会

日 時：平成16年9月15日（水）

13：30～

場 所：温泉町 夢ホール

1 開 会

2 会長挨拶

3 会議録署名委員の指名

4 議 題

（1）協議事項

協議第44号（継続） 消防団の取扱いについて

協議第54号（継続） 住民関係事務事業の取扱いについて

協議第55号（継続） 環境関係事務事業の取扱いについて

協議第62号 新町建設計画（その8）について

協議第63号 町名・字名の取扱いについて

（2）報告事項

報告第25号（継続） 浜坂町長からの要請書について

5 その他

6 閉 会

○阪本事務局長 定刻となりました。ただ今から第13回浜坂町・温泉町合併協議会を始めさせていただきます。

松元議長、よろしくお願いいたします。

松元議長 本日は皆さん、お忙しいところを御苦労さんでございます。会議も回を重ねてまいりまして、いよいよ協議事項も終盤を迎えております。この会に際しましては、県議初め、県民局、それぞれ御出席いただきまして、ありがとうございます。終盤になっていろいろ案件も出てまいっておりますが、今日は一日、その最終に向けて、いい意見が出ますよう、お願いしたいところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

会長、どうぞ。

中村会長 皆さん、こんにちは。第13回の浜坂町・温泉町合併協議会の開会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

今日は素晴らしい秋晴れの好天であります。委員の皆さんには何かとお忙しい中、お繰り合わせ、今日は全委員御出席をいただきました。敬意と感謝を申し上げたいと思います。丸上顧問にも出席をいただいております。感謝とお礼を申し上げます。

今日は議長の方からありましたように、合併協議会、終盤を迎えておりまして、提出案件、御提示のとおりであります。慎重審議をいただきまして、適切なる御決定をいただきたいというふうに思っております。

前回、継続の問題もありますし、私の方から要請書を出しておりまして、これにつきましても後でまた御協議を賜りますようお願いを申し上げ、ご挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

松元議長 では、続きまして、会議の成立について事務局から報告いたします。

阪本事務局長 では、報告を申し上げます。

合併協議会規約第10条第3項の規定により、委員の半数以上の出席で成立することとなりますが、本日は20名全員の出席をいただいております。よりまして、会議は成立していることを御報告申し上げます。

なお、顧問の丸上県会議員には、御多忙の中、御出席をいただいておりますけども、西村県民局長につきましては、公務のため欠席の御報告をいただいております。以上でございます。

松元議長 続きまして、会議録署名委員の指名の件については、会議運営規程第4条第2項の規定に基づき、議長から指名をさせていただきます。

温泉町、岡田衆二委員、浜坂町、中井登委員、お願いいたします。

それでは、協議に入ります。

協議事項の提案説明をお願いいたします。

中村会長。

中村会長 それでは、協議事項の提案説明を申し上げます。

協議第44号、継続であります。消防団の取扱いについて。協議第54号、継続、住民関係事務事業の取扱いについて。協議55号、継続であります。環境関係事務事業の取扱いについて。協議第62号、新町建設計画（その8）について。協議第63号、町名・字名の取扱いについて。以上の5件の御提案を申し上げます。後程、事務局長に朗読説明させますので、御審議の方、よろしく願いをいたします。

松元議長 では、協議第44号（継続）消防団の取扱いについてを議題とし、会長にかわり事務局に説明させます。

事務局長。

阪本事務局長 1ページをお願いいたします。協議第44号（継続）消防団の取扱いについて。消防団の取扱いについて、継続して協議する。平成16年9月15日提出。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

協定項目22、消防団の取り扱いについて。この件につきましては、前回の協議会におきまして、合併後の適正規模や組織の指揮命令系統について御意見をいただきました。これらの御意見に基づきまして、調整方針と課題、問題点の一部を修正しておりますので、御説明申し上げます。

まず、調整方針ですが、組織の項で下線を引いた部分でございますが、「ただし、合併後速やかに防災会議を設置し、新町防災計画の策定の中で、将来的な消防のあり方について検討する」というようにつけ加えました。

2ページをお願いいたします。課題、問題点の下線の部分でございますが、同じように、「ただし、合併後速やかに防災会議を設置し、新町防災計画の策定の中で、将来的な消防のあり方について検討する必要があると思われま

す」というように追加をいたしております。3ページでございますけど、調整方針がありますけども、同様に修正をしております。よろしくお願いいたします。以上でございます。

松元議長 説明が終わりました。

続いて質疑に入ります。

協議44号(継続)について、御質問のある方は挙手にてお願いいたします。発言される方は前例に引き継ぎ、町名、氏名を言ってから発言の方をお願いいたします。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 質疑ないようでございますので、協議第44号は御確認いただいたものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 では、そのように御確認いただいたものと決定いたします。

次に、協議第54号(継続) 住民関係事務事業の取扱いについてを議題とし、会長にかわり事務局に説明させます。

事務局長。

阪本事務局長 10ページをお願いいたします。協議第54号(継続) 住民関係事務事業の取扱いについて。住民関係事務事業の取扱いについて、継続して協議する。平成16年9月15日提出。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

協定項目23-5、各種事務事業の取り扱い、住民関係事務事業の取り扱いについて。この件につきましても、前回は協議をいただきました。保育料につきましても御意見をいただきましたですけれども、検討させていただきました結果、調整方針の修正は行わないことにいたしました。しかし、課題、問題点と現況比較表の一部に誤りがありましたので、訂正をお願いいたします。

11ページをお願いいたします。下線の部分ですが、「温泉町は」の次に、国の基準の4分の1を補助しているというような内容の記載がありましたものを、平成13年度の保育料から4分の1を減額した額としており、子育て支援の面からというように修正をいたしました。よろしくをお願いいたします。

それから13ページでございます。保育料の徴収基準の項の温泉町の案でございますけれども、国基準の4分の1相当額をというような内容で記載をしてございました。ここも「平成13年度の町の保育料徴収額の4分の1相当額を減じた額」の誤りでございましたので、訂正をお願いいたしますとともに、お詫びを申し上げます。

なお、この調整方針の修正を行わない理由といたしましては、平成15年度の出生者数は浜坂町では90人、温泉町では51人と、急激な少子化が進んでおり、子育て支援策と

して今後も推進していきたいということがありますが一番の理由であります。以上で説明を終わります。

松元議長 説明終わりました。

質疑に入ります。54号、継続について、質問のある方は挙手をお願いいたします。

ありませんか。

質問がないようでございますので、協議第54号は御確認いただいたものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 では、そのように御確認いただいたものと決定いたします。

次に、協議第55号(継続)環境関係事務事業の取扱いについてを議題とし、会長にかわり事務局に説明させます。

事務局長。

阪本事務局長 17ページをお願いいたします。協議第55号(継続)環境関係事務事業の取扱いについて。環境関係事務事業の取扱いについて、継続して協議する。平成16年9月15日提出。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

協定項目23-6、各種事務事業の取り扱い。環境関係事務事業の取り扱いについて。この件につきましては、廃棄物処理事業についての御意見として、ごみの手数料の調整方針が大袋60円、小袋40円という料金が、浜坂町の80円、60円、温泉町の50円、30円の間をとった設定となっている。合併を機に値上げをすることは、ごみ処理は生活に密着したものであり、住民感情にそぐわない、どちらかに合わすべきだというような御意見をいただきました。さらに、ごみの減量化、不法投棄、ごみ処理原価などにも御意見をいただきました。これらの御意見をもとに検討いたしました結果、調整方針を大袋は50円、小袋は30円というように修正をいたしました。また、18ページの課題、問題点の廃棄物処理事業の手数料についても同様に修正をいたしております。以上でございます。

松元議長 説明終わりました。

質疑に入ります。御質問のある方はお願いいたします。

西脇委員。

西脇委員 温泉町の西脇です。前回、この中間をとったような料金体系について、合併の大義がサービスは高く、負担は低くという原則で住民説明いたしましたが、合併していく中では、なかなかそのとおりにならないと思う訳ですが、事ごみの問題について、いき

なり合併と同時に温泉町の場合、大きく値上げになるということに対して意見を申し上げ、そのときに浜坂町の委員から、ごみの袋の料金設定は原価が一つのベースにあるというような貴重な御意見もいただきました。今日、発表された温泉町の例によりスタートする訳ですが、合併後においては、そういうごみの原価というものを一つのベースに、また新たな検討を加えていただくということをお願いして、本日の提案に対しては感謝を申し上げます。以上です。

松元議長 局長。

阪本事務局長 ごみの原価の件でございますけども、平成14年度におきましては、ごみ処理の1キロ当たりの単価でございます、平成14年度は1キロ当たり68円、それから15年度におきましては約74円の1キロ当たりの原価になっております。これをごみ袋に、大袋に10キロ入るといたしますと、16年度、17年度足しますと約700円程度の費用になってくるというふうなことでございます。そういった中で、ごみの手数料というものが町に課せられた責務であるというふうなことから、原価を大きく割ってはおりませんが、あと不法投棄なり、ごみの分別、そういうふうなことにこれから対応しながら、ごみの費用といたしましては、なかなか原価に追いつくということではできませんけども、今後協議といたしますか、検討をしていながら、ごみの料金の設定をしていきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

松元議長 ほかありますか。ありませんか。

ないようでございます。

協議第55号は御確認いただいたものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 では、そのように御確認いただいたものと決定いたします。

次に、協議第62号、新町建設計画（その8）についてを議題とし、会長にかわり事務局に説明させます。

事務局長。

阪本事務局長 23ページをお願いいたします。協議第62号、新町建設計画（その8）について。新町建設計画について提出する。平成16年9月15日提出。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

協定項目6、新町建設計画（その8）について。新町建設計画については、市町村の合併の特例に関する法律第5条の規定に基づき、別冊のとおり定める。



この建設計画につきましては、第10回までの協議会で御確認いただいたものを県に事務協議した結果、県民局や本庁の各担当部署で修正がありましたので、御報告を申し上げます。内容につきましては、担当の西村主幹から説明を申し上げます。

松元議長 続いて説明をお願いします。

西村主幹兼計画係長 失礼します。それでは、私の方から新町建設計画についての説明をさせていただきます。まず、本議案の提出の趣旨についてで、若干の説明とお願いをさせていただきますと思います。

先程、局長からもありましたが、この計画書は昨年11月から先週土曜日の前回の協議会まで、議題としましては建設計画、9回にわたりまして、この協議会で御協議をいただき、既にそれぞれ御確認をいただいたものを1冊にまとめたものであります。今回は、それに加えまして、主な県事業について施策の柱ごとに記載を加えております。そして、6月の協議会でも説明しましたように、県民局、それから本庁の各部局に事務協議をし、修正の指示をいただいたものを事務局で検討をいたしました。県からは細部にわたり、るる適切な指示をいただいております、あわせて当協議会の協議の経過も尊重しながら、全般にわたりまして点検と修正を加え、最終的に計画案としてまとめたものであります。したがって、本日は改めて計画全般を再協議しようという趣旨ではなくて、修正部分を報告させていただきます、確認をしていただきたいというふうな趣旨でありますので、御理解をよろしくお願いいたします。

それでは、資料の説明の方に入らせていただきます。資料は事前に配付ということで別冊でお配りしているものを開いていただきたいと思います。別冊資料につきましては、最初に計画書案ということでつけておりまして、その後引き続き、新町まちづくり計画の変更点というものを合冊としておりますので、対照しながら見ていただきたいというふうに思います。

それでは、変更点の方を見ていただきながら説明をさせていただきますので、変更点の1ページの方をお開きください。計画書の一番後ろにつけておりますので、7ページほど。ページ数につきましては、穴のついております真ん中あたりにページをつけておりますので、ちょっと見にくいですが、そちらのページで見ていただきたいと思います。

まず、変更点につきましては、一番左側に新町まちづくり計画のページ番号、その横に変更前の記述、その横に変更後の記述を記載し、最後に備考欄を設けて、必要箇所には補足を入れさせていただきます。

まず、4ページ、4ページとありますが、計画書の4ページには3カ所修正が上げられていますが、まず1点、ちょっと資料の訂正ということでお願いしたいんですが、4ページの2番目の項目で5行目に、改善されるというのがちょっと2つ重なっておりますので、訂正をお願いしたいと思います。4ページ、上2つは文章表現の修正であります。3点目は豪雪地域を豪雪地帯ということで、正式な用語を使用するための修正です。

6ページは5点の修正がありますが、いずれも文章表現の修正です。

10ページは、より適切な表現にするための修正で、11ページは文章表現の修正であります。

続きまして、15ページは計画書でいいですと広域的な位置図というページになるんですが、ここにつきましては、鳥姫線、それから京阪神側の山陽自動車道等を加筆いたしましたのと、2町における日本海国土軸の形成の意味を注釈として補足をいたしました。

続きまして、16ページは4点ありますが、1点目は、より適切な表現にするための修正であります。次に2ページ目ですけども、2点目は総合計画に記載をされている具体的な表現と正式な用語ということで修正をしております。3点目は文章表現の修正、4点目は用語名の統一ということの修正であります。

17ページは修正が5点ほどありますが、いずれもゾーンに関する文章表現の修正であります。

1枚めくっていただきまして、3ページを見ていただきたいと思います。ここで20ページに関しましては5点修正がありますが、いずれも文章表現の修正であります。

21ページは4点修正がありますが、1点目は文章の前後の意味のつながりを考慮して削除をいたしております。2点目は法人と団体ということで、団体等の「等」を加えまして、最近の傾向としまして行政の方を後に持つてくるということで、「団体等と行政」というふうに修正をしております。3点目は文章表現の修正、4点目は具体的な表現に修正をしております。

続きまして、22ページは修正3点ありますが、まず、1点目は前段部分、特に不要であろうということで削除をしております。2点目と3点目につきましては、文章表現の修正であります。

続きまして、24ページ、26ページについては、より適切な表現にするための修正であります。

28ページにつきましては2点ありますが、まず、1点目は、先程の協議事項にもあり

ましたが、このたびの保育料の事務事業の調整結果を反映しまして、子育て支援の一環としての施策ということで加筆をしております。2点目は文章表現の修正です。

次に、31ページの3点、34ページ、36ページについては、いずれも文章表現の修正であります。

1枚めくっていただきまして、次に5ページであります。まず、37ページは2点修正がありますが、1点目は文章表現の修正です。2点目につきましては、総合計画に記載をされている事業等を具体的な表現として修正をしております。

38ページは2点ありますが、いずれもより適切な表現にするための修正であります。

42ページは2点ありますが、1点目は事業名として記載すべきということで加えております。2点目につきましては、商業集積は同じ趣旨の事業がその上の事業で記載済みということで削除をしております。

43ページにつきましては、観光交流施設等の整備ということで、財政計画との関係で事業名として記載すべきということで加えております。

続きまして、44ページは適切な表現にするための修正であります。

45ページは3点ありますが、まず、1点目は、総合計画に記載されている事業等を具体的に加筆をしております。6ページを見ていただきますと、2点目は総合計画に記載されている具体的表現に修正をしております。3点目は、サイン計画におけます国、県と町の役割分担を文章の中で明確に記載をしております。

46ページについては、より適切な表現にするための修正であります。

47ページは2点あるんですが、いずれも正式な用語を使用するための修正であります。

50ページは、適切な表現にするための修正ということです。

57ページ、3点ある訳ですが、1点目は、新町づくり連携プロジェクトの位置づけを明確にするため、章として独立をさせました。それに伴いまして、次章以下の公共的施設、それから財政計画が1つずつ章としてずれまして、目次もそれに対応して修正をしております。2点目、3点目につきましては、いずれもより適切な表現にするための修正であります。

1枚めくっていただきまして、最後の7ページですが、58ページにつきましては3点あります。1点目は適切な表現にするための修正ということで、2点目につきましては、プロジェクトの内容と、関連計画であります但馬地方拠点都市地域基本計画の関係等を加筆をしております。3点目につきましては、町における町づくりのニーズと大学の持つシ

ーズを実現するプロジェクトの内容というものを加筆をして、より適切な表現にするための修正を行っております。

59ページは2点修正がありますが、1点目は文章表現の修正です。2点目はプロジェクトの目的、内容等を具体的に加筆しております。

最後、64ページにつきましては、本協議会で報告事項として報告をさせていただきました住民アンケート結果を、住民意向として本編の後に、参考ということで4ページ、つけ加えさせていただいております。

最初に説明をいたしました県事業の関係であります、これにつきましては、計画書の中の1本目から6本目の町事業の後にそれぞれ記載をさせていただいておりますので、また御清覧をいただきたいと思っております。

以上で変更点の説明ということなのですが、まちづくり計画は特例法の5条第3項の規定により、県との協議が必要とされておりますので、県と協議する計画案として、本協議会としての確認をお願いしたいというふうに思います。

以上、時間の都合上、ちょっとはしょった説明になりましたが、協議第62号、新町建設計画についての説明とさせていただきます。

松元議長 協議第62号について、改正等の説明がありました。これらについて質問がありましたらどうぞ。

ありませんか。よろしいですか。

それでは、質問がないようでございます。協議第62号は御確認いただいたものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 では、そのように御確認いただいたものと決定いたします。

次に、協議第63号、町名・字名の取扱いについてを議題とし、会長にかわり事務局に説明させます。

事務局長。

阪本事務局長 24ページをお願いいたします。

協議第63号、町名・字名の取扱いについて。町名・字名の取扱いについて提出する。  
平成16年9月15日提出。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

協定項目18、町名・字名の取り扱いについて。字の名称及び区域は、現行のまま引き継ぐ。25ページをお願いいたします。1の課題、問題点でございますが、合併の際の字

の区域の設定もしくは廃止または区域変更もしくは名称変更をしようとする場合は、自治法の規定に基づき、議会の議決を経た後、知事に届け出る必要があります。旧町の字の区域と名称をそのまま新町の字の区域と名称とする場合は、本条の手続は不要となります。

2町合併の場合、区域内に重複する字名がないため、合併しても字や区域を特定できますことから、現行のまま新町に引き継ぐことが適当であると思われます。

2の調整方針は先程と同様でございます。

3の現況比較表でございますが、両町とも28ずつ字名がありますが、重複している字はありません。

あと、26ページには、関係法令と先進事例を掲載しております。御清覧いただきたいというふうに思います。以上でございます。

松元議長 ただいま説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑がありましたらどうぞ。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 ないようですので、そのように御確認いただいたものと決定してよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 では、そのように御確認いただいたものと決定いたします。

では、次に報告事項に入ります。

報告第25号（継続）浜坂町長からの要請書についてを議題といたします。

この件につきましては、前回の第12回協議会で継続協議となっておりますので、浜坂町長からその後の経過についてお願いいたします。

中村会長 前回、新町名の問題について、再考の要請書を提出させていただき、浜坂町長として協議会でずっと積み上げてきて、新町名は決定をしておる訳であります。この合併、何としても成就したいという考えの中で御説明をさせてもらったとおりであります。

実は今日も、私の方は特別委員会がありませんから、議会の全員協議会を開いていただいて協議もいたしておりますが、何としても現在の協議会で決定しておる名前では、これが合併に該当の最終的な決議が得られないということで、判断をし、今日もまた、ぜひ、協議をお願いしたいというふうに思っております。

先般も指摘もいただきましたが、この問題を何とか御理解をいただき、クリアをいただ

いて、合併調印、合併ということに、先般4月1日ということで期日も決めていただいております。そういったことで、ぜひ、また、今日は協議やら取り扱いについての問題から入るということになるかと思いますが、御審議いただきますことを重ねてお願いを申し上げます。

このままではあっと、決まるとるんだから行けということになれば合併が、私は最後になってできんということになれば大変なことになるということを経験したことを今日の協議でもさらに強く感じておる次第であります。どうかよろしくお願いを申し上げます。

松元議長 ただいま浜坂町長、そして協議会の会長でもあります、そちらの方から報告がございました。これについていろいろ、皆さんから御意見いただくということになると思いますが、いかがなものごさいますでしょうか。今の発言に対しての御質問等ありましたら。

中井祥三委員。

中井(祥)委員 温泉町の中井でございます。まず、会長であられます浜坂町長の方から前回の要望書が出され、協議なされ、そしてただいま改めてそれらの説明をいただいた訳ではありますが、私はここでいきなり町名云々という問題ではないというように考えます。と、申し上げますのは、その問題を協議するというのをこの協議会にどのようにして諮るのかどうかということが問題ではないのかなと。

これまでも、それぞれの委員さん方からも御意見があり、私どもも申し上げてきた訳ですが、協議会のルールに沿った中での決定がなされておる、それを全く覆して再検討してほしいということでもありますので、町名云々という問題までに浜坂町長からの要望を協議会としてどのように取り扱うのかということが、そこから出発しないと、この問題というのは駄目じゃないかなというように思います。

松元議長 今、会長からの発言の後、中井委員からのそれに対する意見ということで、この課題を扱うかどうかということが、今日、ここで話されるんだという御質疑だと思いますが、そういう意見に対して、同じような皆さんの御意見をここでまた続いて述べていただくということが、まず、必要かと私は思いますので、答弁というより、まず、ほかの方々でも御意見ございましたら、1回出していただいたらと思います。

中田委員。

中田委員 浜坂の中田です。協議会も終盤になりまして、もうわずかというところまで来とるんですけども、今までよってきた糸が途中で絡んでしまって切れそうになってるとい

うことは、皆さん認識されとると思ってるんです。今、町長の出された要望書というのは、それをもとに手繰っていこうという努力だと私は思うんですけども、どうお考えでしょうかと。

松元議長 それぞれ御意見ありましたが、今も踏まえて、どうぞおっしゃってください。

田中董委員、どうぞ。

田中（董）委員 温泉の田中であります。この件につきましては、私は再度、やはり、こういう一たん議決をしたようなことを再考を願うというようなことはもってのほかであると、この協議会の根底が崩れますよと。じゃあ、一から出直しをするんですかということになるんですが、私は浜坂の、会長でもあり町長さんが、このような提案をされるにつきまして、本当に当時、町長、議長に一任ということで、そのことによりまして4者で協議をして、町名は温泉町ということを決められた。それにさらに、何回も言いますが、投票様式によりまして16対3というような結果になったんですが、それを再考してくれと。ここの協議会に諮るまでに、まず、私たちがあなた方に一任をしますと言った議長、町長に、本当に十分協議をされてそういう提案をされるならば私は筋がわかりますけども、本当に温泉町の方には何ら連絡なしに、町長さんが議会对応が困るからひとつこういう細工をしてくれというような、こんなことで、実際一たん議決したことが変更になるかというようなことのお考えというんか、そういうことでこの協議会というものがスムーズに行くというようなことのお考えがあったのかなと。何ぼ考えても私は理解につきませんよ。

しかも、両町の町長、議長が議会对応、いろいろな面で考えられて、今日になったことを、何ら相手の町に相談なくして、こういうことを言われること自体が私は理解に苦しむんですよ。これを言って、じゃあ、浜坂町の議会の要望は通りましたよと。この前、温泉町長がはっきり言っておりました。これでは温泉町は到底、温泉町自体がまとまりませんよというようなことの中で、なぜ、ここになるまで双方の本当に事前の協議というもんがなかったかということが、私は何ぼ考えても不思議である。

これはね、会長、あなたは合併を大事だと、絶対せねばいけないと言っとるけど、本当に大事だという思いで、本当に腹に入っとるんですか。これはあなたが合併をめぐということですよ。私の言い方はちょっときついかしれませんが、私はそういうふうに理解する。一たん決めたようなことを本当に再度要請を出すのに、町長、議長にも相談なくして自分が独断で出されるといようなことは、私はもってのほかだと思う。

この前の、私、協議会のあなた方の要望、温泉の町長の答弁を聞いて、これは大変だな

と、こんなことでよくもこんな要請書が出されたのかなという、本当に実際、疑問点ばかりなんです。それらについて、再度、答弁してください。

松元議長 会長、答弁お願いできますか。

中村会長 前回はそういう指摘をいただいたと思っておりますが、確かに事前に4名、町長、町長、議長、議長ということで協議してということではありません。その協議の中では、私どもの浜坂町の、特別委員会がありませんから全員協議会の中で合併の問題は、事後報告であったり事前協議であったりしながら現在に至っておる訳ですが、御承知のとおり、もうどうしてもこれは浜坂町の議会の総意として了解をできんということで4人で協議してきた経緯があります。ほっといて、どんどん進んで、最後にみんな両町の議決がなかったら成就できん訳ですから、そういった相談をする中で、浜坂町の議会として意見書とかそういったものを出してやるべきではないかという協議はさせてもらった経緯があります。

しかし、浜坂町の議会の中では、合併協議の中にそういうことを出すより、これは先程、言われたように町長、議長が4名の中で温泉町という名前を決めて提示し、協議会で決定したんだから、町長、議長が責任を持ってそういった協議会等に諮ってもらって、再考の扱いをしてもらえというのが、何回会議しても、これが実態であります。

そういったことで、御承知のように私どもの町は問責決議までされておるのも事実であります。このまま協議会で2回目、3回目から新町名の問題については協議し、ずっと進めてきた経緯は十分わかっておる訳であります。このままで調印して、その次にどうなるかということがあるもんですから、浜坂町長として、大変申し訳ないですが、こういった要望書を提案させていただき、議長にお願いして協議会で諮っていただくという方法しかなかったというふうに思っております。

そういったことで、浜坂町議会として出して協議したらということは4名では相談してきた経緯がありますが、それも私の方の全協の中ではそれができなんだということで、私がこういった要望を出させていただいておるというのが実態であります。そのことは私も協議会の会長として、浜坂町長として、大変な申し訳ない実態にあるということは事実です。大変なことをお願いしておるということは重々承知しながら、何としても、この2町合併を、先回決めていただきましたが、4月1日で成就したいということ、成就させなければならないということになれば、こういうお願いをし、協議をいただきたいというのが、このたびそういった前回、今回と協議はさせていただいたとる実態です。私はこの



合併を成就したい、何とかさせなくてはならないという中でこういう提案をさせていただいておりますことを御理解やら御了承いただきたいというふうに思っております。

御指摘のとおり、私がそういったことを出すということが大変な、協議会も終盤に来て、迷惑な実態であることは事実であります、どうしても合併をしなくてはならない、調印がだんだん、来月、そういうことで迫っておる、来月には4月合併であれば両町の議決ということもまた迫ってきたという中でのお願いでありますので、御理解やらいただいて、御協議をお願いしたいというふうに思っております。

松元議長 馬場町長。

馬場副会長 今、中村会長の方が触れていただきましたが、名前再考の考え方につきまして、町長、議長、4名で協議をさせていただいたことがございました。その前提は、浜坂町議会の方から合併協議会の会長あてに、具体的な要請書あるいは意見書あるいは決議という形でちょうだいでできないかという合意というのは、あったというふうに思っております。その中で、少し話を、また、もとに戻しまして、皆さん方、幾度も同じ話だからもう聞き飽きたという思いはあるかも知れませんが、再度、私の方から触れさせていただきたいというふうに思っております。

新しい町の名前を決めるについて、この合併協議会の場で浜坂町の委員さんから、4名、町長2人、議長2人に一任をしようという決議がとられました。これは満場一致でとられました。その後、浜坂町の町長室で私ども4名は協議の場を持たせていただいて、協議をさせていただきました。その中で、これまでの5町合併の破綻の経過、2町合併の設立の状況、それらを考えまして、5町合併破綻、今さら振り返る必要はないというふうに言われるかもしれませんが、私はやはり5町合併破綻の一つの要素というのは、合併特例債を使って5町にふさわしい新たな庁舎をつくっていく、そのことを香住町さんが主張された。この合併の大義ということ念頭に置かならば、今、生産性の上がない庁舎にお金をつぎ込むべきではないというふうに私どもは思った訳であります。

その中での破綻、新たな浜坂・温泉2町の合併協議会の立ち上げ、その前提に、これも幾度も話題になるところでございますが、新たな合併協議会立ち上げの焦点というのは3つあるというふうに思います。1つは、紛れもなく新町のまちづくり計画であります。それからもう一つは本庁舎の特定、さらには新しい町の名前。この3つが住民の皆さんの最大関心事でもありますし、私ども合併協議会の中の協定項目、調整項目というのは数多くある訳であります、それらを全てひっくるめましても、住民の関心事というのはこの3

つに集約をされると思っております。

その中で、本庁舎については先程、申し上げましたように、新たな合併特例債等を投入して庁舎を建つべきではないという判断、考え方が働いて、現在の浜坂庁舎を使うべきではなかろうかということは、皆さん方、衆目の一致をする、そういう判断だというふうにおっしゃる方もございますし、庁舎は決して温泉町に譲ってもらったのではなくて、もともと浜坂町に決まっていたんだという発言も過去にございました。よくよく考えてみますと、本当に浜坂町に決まっていたのかなというところに立ち返らなければならないと思っております。

2町合併、協議会を立ち上げるときに、この町長、議長で相談を持たせていただきました。正直申し上げて、そのときに俗に言われます談合だとか、やみの中の決着だとか、そういう判断ではなくて、本庁舎については先程、申し上げましたように、現在の浜坂庁舎を使っていこう、新しい町の名前について、これは意見はおのずと分かれました。浜坂町長さんも丸山議長さんも、自らの町というのに誇りを持っておられますし、それを当然、主張される訳であります。私と松元議長は、温泉町という名前、このもたらずアピール度、PR度、このことを前提に置きますと、これはぜひ住民感情、決して浜坂町の町民の皆さんの感情を逆なでするという短絡的な思いではなくて、温泉町という名前を主張をさせていただいた、このことは紛れもない事実でございます。

その結果として、これは温泉町の町長だから申し上げるということではなくて、私が中村町長、中村会長の立場であったとしても、新しい町の名前は温泉町と決めざるを得なかったというふうに思っております。これが俗に言われます必要悪という言葉で総括してしまえばそれまでかもしれませんが、私は幾度振り返りましても、物事を決着していくソフトランディング、協調と調和、その一定の幅を持つ、それが社会通念として、それを著しく逸脱をしているということになりますと話は大きく変わるというふうに思っておりますが、私は、中村会長は、丸山議長は、あえてそのことを合併をしていくんだという強い信念の中でおっしゃっていただいた。それを私は合併協議会の中で、度量を示していただいたという言葉を使わせていただきましたが、その背景にはもちろんこのような状況があったということを痛切に今感じているところであります。

その後、これは浜坂町の議会の皆さん、そんな名前で納得できるかという、そういう感情を抱かれた、これもよくわかります。現在、議員の皆さん方がおっしゃってること、よくよくわかります。私自身も松元議長とも話をし、自らの胸に手を当てて、その段階まで

戻れるのかなということも幾度も考えました。この合併協議会の場で投票までして決まっていなかったら、ひょっとしたらこれは変えられるのかなというふうに思っております。しかし、私ども決して大きなことを言うようではなくて、物事のルール、手続的正義、そのことを踏んでお決めいただいたことを、今、温泉町の町民の皆さん、浜坂町の町民の皆さんに対して、あれはどうも都合が悪いからもとに戻してくださいということは、これはどうしても言えないところでございますので、その点、多くしゃべりましたけども、ぜひ、合併をしていくんだ、今、浜坂と温泉、この2つの町が合併しなかったらどうなるのかというところで、ただ単に町の名前、それが変わってしまったら、それで片づくんだというふうな、俗に言われます、要は皆さん方の思いだけという表面的なとらえ方ではなくて、合併の大義ということをごひびき皆さん方が再度、御認識、御理解賜りまして、このソフトランディング、必要悪ということについて御理解を賜りたいということをお私、合併協議会副会長の立場、また、温泉町長という立場、そして中村町長と親しくおつき合いをさせていただいてるという、その立場でお願いをしたいというふうに思っております。

松元議長　ここで休憩いたします。

〔休　憩〕

松元議長　それでは、会議を再開いたします。

ただいま両町長からの発言がありました。これを受けての質問ございましたらどうぞ、意見ございましたらどうぞ。

田中董委員。

田中（董）委員　先程、浜坂の会長より、るる説明を受けました。私が会長に申し上げたいことは、合併はぜひ必要なんだと、ぜひしたいと、そういう信念はよくわかります。それはよくわかるんですけど、こういうルールを破りながら言うということは、もう十分わかっておるとさっき言われましたね。私はまさにそうだと思いますよ。こんなルール違反はありませんよ。

そして事前に、先程、私言いましたように、町長、議長にも相談なくして、こういう再考をお願いしますというようなことを言うことは暴挙ですよ。これが、あなたが今まで長い行政経験しておられて、こんなことがわからんというようなことを、私はだから本当に理解に苦しむということをお申し上げたんですよ。

今まで何回も言っておりますから私言いませんけども、本当にこの会議もルールに従って、今日まで粛々と来たと思っております。ここにおられる3号委員の座長された中井さ

ん、田村委員さん、実に私は、このたびは立派な正論を吐いておられますよ。温泉、浜坂じゃなくしての、合併をするためには、やはり、こういう互譲の精神がなかったらいけないかという、本当に私はいいい勉強をさせてもらいました。

それに加えて私は、確かに浜坂の議会が反発しとることもあったんでしょ、それは既にあなたはずっとわかっておられるはずだ。町長や議長はわかっておられるはずですよ。それをそういう議会対策がままならんからということでは、理由に私はならんと思います。

先程、温泉の町長が合併の大義、大切さというものを粛々と話された。まさにそうなんです。だから、本当に聞ける話ならばお互いが、やはり、合併のためには必要なんでしょけど、こんな根底から揺るがすようなことを言われるということ自体が、私はどうしても納得がいかない。そうじゃないんでしょか。

だから、それらがこの合併協議会にあなたがそういうことを提案されて、町長、議長にも相談しなくて、こういうものを提案して通るんだというようなことを考えて出されたということ自体が、私はどうしても納得がいかない。それはあなたの失点ではないんですか。これはね、会長さん、本当にあなたが合併が大切だと言いながら、本当に大切だということを知っておられるのかなという疑問があるんですよ。

そしてね、これは釈迦に説法なんですけども、議決というものはどういうものなのかということをよく考えてみてください。それはいろいろあったと思いますよ。しかしね、個々が賛成、反対は、決定までは言えるんですよ。しかし、一たん議決、そして合併協議会で決定したことは、その委員はその意思に従うということなんです。そうじゃないんですか。それでなかったら民主主義のルールなんてありませんよ。そんなことが、私たちは反対したからこれには賛成できない、それは議会でありますし、いろいろな会議のルールが根底から崩れますよ、こんなことを言っておりましたら。違うんでしょか。

これらはね、本当に浜坂の議長さんにもお尋ねしたい。私たちは、議会は多少かじったといますんか出ておりましたけども、議会の意思が決定するまではいろいろ言いますよ、反対いろいろ言います。しかし、一たん議決になりましたら、その議会の意思というものが決定されますから、それに従うのがルールなんです。議員としてもそうです。私たちの合併協議会の委員も、私はそうだと思います。だから、そのような法定協議会で議決をされたようなことが軽々しく再考してくださいというようなこと自体が大きな間違いだと思います。

私はいつもそのことを申し上げておるんですけども、そういうところでひとつ浜坂の町長

さん、もう一回、本当にあなたの、町長、議長の相談をされたというんか、町名を決定されるまでのことと、そして今回でもそうですよ、あなた方4人がこれに対しては責任がありますよ。浜坂の会長が出したからということじゃなくして、この4人に一任した当時から、私はあなた方には責任があると思う。それらの相談なしに、こんなばかな問題提起なんてありませんよ。それらについても一回説明してください。

松元議長 丸山浜坂議長。

丸山委員 先程、温泉町の町長さんが言われましたこと、ずっと経過で説明していただきました。いわゆるソフトランディングの問題、あるいは必要悪の問題も言われました。そういった中で、よくわかりますし、今、田中委員が言われたことも本当にそのとおりだと思っておりますよ。本当に申し訳ないなという思いで一杯です。

ただ、町長も言ったとおり、このまま合併を壊す訳にはいかん。このまま突き進めば合併が壊れるという、それはあなた方の議会対応が悪いからだ、そうおしかり受ければそうかもしれません。けども、このまま進むと必ず合併が成就できない、こういった中で町長は、苦渋の選択の中で自らの名前で、この協議会に要望書を出された。このことは非常に町長自身もそれは、どう言ったらいいですか、心中非常に悩んだ中での行動だと思っておりますし、その辺、本当にここにお集まりの皆様方に申し訳ない、それは十分わかっております。非常に申し訳ないことしとると。

しかし、何とかここで再考をお願いしたい。それは、どうしても合併を成就するんだと、こういった思いでございますから、何とか皆様の御理解をいただいて、再考をお願いを申し上げます。以上でございます。

松元議長 浜坂町長。

中村会長 馬場町長がああ言われたこと、今、田中委員が言われたことも、何も反論することも弁解することもできない訳であります。私どもの議長が言いましたように、私も4月1日の合併を何としてもやりたい、成就しなくてはならない、このまま進んだではできないというふうに、何回も全員協議会も持っていただきましたし、そういうふうに認識をいたしております。こういったことを御提案申し上げることも、ルールいう、今日までの経緯ということを考えてときには本当に申しわけない実態、本当に合併しようとしとるんかというふうに思われますが、私は何としてもこの合併をしなくては、どことももうどうすることもできんというふうに思っております。

どうしても温泉町と浜坂町、合併をして、次の住民福祉の向上といたしますか、小さい自

治体であっても何とかそれを頑張っていけるというふうに判断をいたしております。大変な御指摘やら、それもそのとおりであります。御理解をいただいて協議をいただきますように、ぜひお願いを申し上げたいというふうに思います。

松元議長 田村委員。

田村委員 浜坂町の田村です。今日は欠席であった浜坂町の委員がようやくにして出席をしていただいております。本当に力強い思いを实はしております。対等で物が言えるなど、こういうように感じております。温泉町と浜坂町の立場で対等で物が言えるようになったなということで気を強くしとる。私一人、そう思っております。

ところで、町長はめげることを前提で再考してくれよと、こういうお願いである、ここが問題だろうと私は思います。再考しないとめげるでというような合併協に申し出ることに問題が、私はあるなと思っておりますよ。

それで、今日は二方が出席をしていただきました。出席をしていただいたということになると、先程、田中委員が申しあげましたように、議会のルール、会議のルールというものはよくおわかりになってるでしょうと、こういうことも力説をされました。このことは私も前のときから同じことを繰り返しております。

それで、私の方の議会は、名前が本当は気に食わんじゃありません。町長と議長が独断で決めた、相談するところに相談しとるけども、それがずっと決着するときに相談がなかったことに問題があるだというのが大きな最大の理由なんです。合併は賛成だと言っとる、こういうことを言っておられる訳です。

ですから、今日はやっぱり二方が出ていただいたということになりますと、名前が気に食わん訳ですから、なぜ、名前が温泉町になったかということをお二人にわかっていただかないと、多数の理事さんが反対しておられる、その方々に理解を求めるということができないというのが本音だろうと私は思っております。

ですから、合併協、皆さんどんなお考えかは知りませんが、私はそういうふうに思っておりますので、今日はここでこの2人に、必ず、お帰りになったら合併協で決めたことには異論がないんだと、異議は申しあげないだ、そのためにここに出て正々堂々と物を言っていたきたい、こういうことを私は申し上げたいと思うんだ。名前が気に食わんじゃありません、町長と議長が相談するところにせなかつたところに最大の理由があるんです。そのことを申し上げておきたい。

必要悪の話については、前回私が申しあげました、絶対悪と必要悪があるが、どちらを

採用したんだいやと言ったら、今、町長が切々と説いた。だから、私はやっぱり必要悪というものは大事なもんだなと、こういうことで理解しております。よろしくお願いします。

松元議長 浜坂町長。

中村会長 田村委員の方から町長、議長に対しての、新町名を決定した、それに対する浜坂町議会のそういった反発といいますか、そうだというお話がありましたが、これは確かに6月の定例の協議会の中で3号委員さんの話も出たり、2号委員さん同士の協議の話も出たりしながら、どうしても難しい、ここは町長、議長で一つのという話があり、その決定した経緯については温泉町長が言われたとおりであります。庁舎の問題も本庁の問題もありましたし、新しい町、将来の町づくりということを考えて、一つの観光産業が中心の町というようなことも考えたり、お互いに譲渡して、2町合併でありますだけに、そのことも私も若干報告させていただいたとおりであります。

しかし、その前に私の方の、先程、言いました特別委員会が全協の中では現町名は使わずに新しい名前と、ずっと、それはあったのは事実でありますし、決めてから発表前にその協議もできなんだ背景もあった訳ですが、私は、ただ町長、議長の反発だけじゃなしと、やはり新町名に対しての議会の、名前がいけんというのが、もう大半の議員が占めておる訳ですから、町長や議長の責任や、後先になりますれば、それは甘んじて、いろいろお受けしたり、言い訳しても、これは最後の合併協の決定は尊重せんなんですけど、最後の議決というのは議会が議決権はある訳ですから、そういったことを大変申し訳ないですけどもお願いをしてるのが事実でありますから、これが私どもが浜坂の議会に何回も指摘を受けたりや、そういったことはある訳ですが、それが謝ったりや、そういったことが、きちっとそういう新町名を決めたときの手続が、その日に私は発表して投票ということになったというふうに思っておりますから、そういったこともあったりして今日に至っておりますから、ただ町長、議長がそういうやり方を間違えてこうだというんじゃないしと、私は浜坂の議会としては、はっきり言って新町名が温泉町ということに対して一つのそういう問題が出ており、こういうことを申し上げておるといふふうに思っております。

いろいろ議会、意見やら言っただいて、御指摘いただいてしかりでありますけど、そういうふうに考えて御提案申し上げておりますから、御理解やら、また協議をお願いしたいというふうに思います。

松元議長 田村委員、どうぞ。

田村委員 会長さん、6月の16日という日はどういう日だったということがおわかり

でしょう。私だけって、ああいうことを提案するという事は、よほどのことがなかったら申し上げにくいですよ。私だって浜坂町がいいですよ。決めかねるから、いつまでも10対10で、だから、あなた方にどうだいやということ言った訳だ。だったら、私の方が言いにくいよと言ったら、このことはない訳ですか。

だから、最終的には議会が決めることですよと。そこは僕はさわりませんよ。あんたはよくさわるけどね。そこをさわるから話にならんと僕は言っとる訳だ。そこは大事にしてほしいということわかる。そのとおりなんだ。けども、めげることはわかっとるからこう言っとるだでという前置きはないということ言っとる。そんなのはあなたは考えないけんことだ、あんた自体が考えんならん事だ。私はそう思いますよ。

6月16日、7月9日に公式発表する、その間に漏れる。漏れることによって支障がある、差しさわりがあったでしょう。一つも一步とこまを進めんあなたにも問題がある訳だ。だから、再考してくれというよりも、先程、申し上げました、名前が何でいけなんだという、名前は再考しているのはわかっておりますよ。名前をわかっていただくことが、名称をなぜ決めたかというのは切々と馬場町長が説いたけども、あなたがそのことが欠けるということを僕は言ってきた訳です。

そんな結論が見えて、大多数の浜坂の議会の議員さんがそういうふうになるよと、そうしますよ、僕はここは触れませんが、どんなことがあっても。あんたこんなことに触れるから問題がある訳だ。そこを大事にしましよいな。

松元議長 田中董委員。

田中(董)委員 私、今、田村委員さんのお話を聞いて、非常に感銘というんか、今日はお二方が出ていただいて、本当に心強いと言われましたし、浜坂の町長、あなたは、なぜ、これだけ切々と説くことに対して、本当に素直にその言葉を理解して、じゃあ、議会の方に私の対応がまずいというんか、その決定の際に議会の皆さんに対してあなたがこういうことを思っておりますという、そういうことが決定的に欠けとるからという指摘をしておられることに対して、あなたは一つもそれに対する反省点がない。

だから私もさっき言ったでしょう、あなたは事前にそういう協議をなされて、こういうことはすべきではないんですかと申し上げた。そのことに尽きると思うんですよ。だから、議会への対応をあなたが誤った。それならば、皆さんにやはり素直に謝るべきじゃないんですか。皆と言うのが浜坂町の議会に対してですよ。言っとる意味はわかりますね。

だから、それらを本当に素直にきちんと整理されて、そしてそういう手だてを組まれて、



そして本当にこの合併をぜひ成功させてください、お願いします。やはりこれからはね、合併というものは避けて通ると、2町の町民が一番不幸なんですよ。一番大切なまちづくりの計画というものの本当に論議をせずに、こういうことに明け暮れるということはね、私は非常に残念です。

合併委員に選んでいただきましたけど、本当に苦慮することばかりでありました。これでいいのかなと、これで町民の皆さんに対してどういう説明ができるのかなとということの、本当に苦悶の日が続きましたよ。そういう点につきまして、謝るとこは素直に謝って、反省すべきところは反省されて、どうですか、お願いしときます。

それからね、もう今日はこれ以上の論議をしようとしても、私は駄目だと思いますから、議長、もうここで一つの区切りをされたらどうですか。

松元議長 中田委員、どうぞ。

中田委員 浜坂の中田です。先程から言われておりますように、馬場町長、田中委員、それに会長である中村町長、田村さん、いろいろ言われる方は確かにそのとおりでございます。皆様の立場があり、それなりのところで意見を述べていると思うんですけども、確かに会長である中村町長、失点が大き過ぎました。でも、これを、今、責めても、もう後には戻れないということを皆さん覚えておいてください。幾ら責めても、町長が首を切っても、もう後には戻れないということ。

一遍皆様の、ここにおられる委員さんから一人一人の意見をちょっとお聞きしたいと思っております。それで散会してもらってもいいと思っております。

松元議長 暫時休憩いたします。

〔休 憩〕

松元議長 それでは、会議を再開いたします。

ただいま休憩前に中田委員の方から、皆さんがそれぞれ意見があれば各自で発言していただいたらという言葉がございましたが、この件についていかがでございましょうか。

西脇委員。

西脇委員 温泉町の西脇です。先程、たくさんの意見の中からいろいろと流れは大方つかめましたが、今日の一番の収穫は、浜坂町の2委員が出席したことであると。それで、何か今までこの2人が悪もんになっておりましたが、悪もんではない、やっぱりそれなりの理由があって欠席をした、浜坂議会の総意でもって欠席したというようなこともうわさで聞いております。

さっき、田村委員からありました、今回のこの町名の決定に至る経過、それは温泉町長がるる申し上げました。そして、合併協議会としては正式なルールによって決定してきた。そういう手続はもう繰り返す必要はない。浜坂の町長の手法のあり方を責めてみてもどうしようもない。これらも意見として出されました。でも、この協議会の今の一番のポイントは、浜坂町議会が合併を最終的にはどうかこうかということが浜坂の町長であり会長である方から絶えず発言がある、このことはやはり私は問題だと思います。手続として踏んでいながら、いろんな意見を闘わせながら今日来て、ここに至って浜坂の議会の合意が得れないから再考をとという手続が問題であって、その辺を今日、具体的に田村委員が申された訳ですので、一途の望みとして、浜坂町の町長として、浜坂議会に対してこのプロセスをきちっと説いていただいて、浜坂内部の問題を解決されるということが先決であるというふうに私は思います。

その意味から、今ここに重要な事項であります、一応、協定項目は完了した訳ですし、その部分については再度検討されてみてはどうですかと、温泉の委員としての立場からはそういう発言しかできません。

それから、もう一点、この要請書の中に浜坂町民の大多数が温泉町に反対であるという表示をしておられますが、この辺の裏づけが果たして何を材料にされとるかなということを心配しながら読ませていただいております。これは蛇足です。回答は要りませんが、私としてはそのように思うと。いろいろと今日、浜坂の委員の方の意見を聞きながら、そのように思いました。決して田中委員、小林委員を責める材料ではないというふうに判断いたしております。以上です。

松元議長 中田委員の発言の件なんです、皆さんの方で特になければ、個々にというんじゃなくて、発言、特に要望の方だけありましたら、今、続けたいと思います。

西村委員。

西村委員 温泉町の西村でございます。まず、私も初めにありがとうございますと申したいと思っておりますのは、小林委員、田中委員さんが出てくださったこと、それによって合併協議会がスムーズに進行できるということであるというふうに思っています。前回もその前のときも、ぜひともお二人には出てきていただきたい、そして協議に入っていただきたい、それによってスムーズな合併ができれば、いかに2町合併がすばらしい合併になるかというふうなことを思った訳でございます。

そういうふうなことを踏まえまして、馬場町長からるる説明がございました、中村町長

からもございましたし。私は浜坂の田村委員さんがいつも、前回はそうですけれども、きちっとした、何と申しますか、雄弁と申しますか、を出していただいて、本当にこれはありがたいことだなというふうに感じました。今日もそうです、ありがたいことだというふうに、温泉町としたら思っております。

そういうふうな中で、私は協議会の会長さんに再度お願いをしたいというふうに思います。この2町合併はなぜしなければならないかというふうなことを再度お考えいただきたいなというふうなことを思う訳でございます。そういうふうなことを踏まえまして、この協議会は協議会のルールに従って今日まで進めてきたという経過がございます。そういうふうなことをぜひ再度お考えいただいて、よりよい方向の合併を目指していただきたい、お考えをいただきたい、そういうふうに思いますので、ぜひとも私の方から再考をお願いしたいというふうに思う訳でございます。以上です。

松元議長 特にほかにございませんか、御意見。

中井祥三委員。

中井(祥)委員 私も立って発言させていただきます。最初に申し上げたんですが、この協議会の中で町名をもとに戻すということをどのような手続でするのかどうかということをお断言的に申し上げました。今日もいろんな論議がなされ、これまでもいろんな論議がなされてきた論議は、そんなに変わりはない訳ですね。問題は、私どもはこの法定協議会で決定になったという重さというのは、これはただ浜坂町、温泉町だけの問題じゃない訳であります。広く新聞で報道され、いろんなところでその経過というものを十分、皆さんが承知しておる訳であります。私が申し上げたいのは、じゃあ、この問題を町名を変えなければ合併できない、できるという問題を論じるまでに、先程、申し上げました、法定協議会で決定したことをどのような手続で、再度、振り出しに戻すのかどうか。これは、やはり、きちっとした、どなたが見られても、どなたが聞かれても、うん、なるほどなという筋を踏まないと、これは物笑いになっちゃう可能性があります。

そういう意味で、私は温泉町の委員というんじゃないしに、合併協議会の一委員として、どうしても合併は成就しなきゃならん訳でありますから、お互いにもう一度、私だけかわかりませんが、お互いに頭を冷やして、そして、その間にとれる方法があるなら、あるいは協議会で決定になったことをもとに戻すための方法があるなら、そういう方法を探って、再度、協議会を持つということを御提案申し上げたいというふうに思います。

松元議長 暫時休憩いたします。

〔休 憩〕

松元議長 お待たせいたしました。それでは会議を再開いたします。

ただいま、中井委員の方から御意見がございましたが、私もこの場におりまして、これ以上、意見を交わすことにもまた問題ありと感じております。先程、中井委員の方からおっしゃいましたように、今の課題につきましては、再度、お集まりいただいて、また考えを新たにすることによって意見を交わしたいということだと思う訳でございますが、それにいたしましても、今後の日程を決めなければそれが進まないと思うんで、そこらの話を踏まえながらもですが、今回は、この町名につきましてはの要請書につきましてはの案につきましては、ここで置きたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 御異議なしとして、この件につきましては、ここで本日は保留とさせていただきます。

それで、この後の日程につきまして、事務局の方より御相談させていただきます。

事務局、どうぞ。

阪本事務局長 本日の協議会をもちまして、事務局の方で予定をいたしておる案件はすべて終了させていただきました。あと残る協議項目と申しますのは、新町の建設計画の県協議を政策会議で9月の27日を第1の予定にしておりますけれども、その協議結果につきましての報告が1点と、もう一点は、本日まで合併協定の項目をそれぞれ決めていただきました。その合併協定の最終確認ということで、もう一回協議会を開催して、その後に調印式というのが通例でございますので、そのような方向で進めていきたいというふうに思っています。

それで、8月の28日の第11回の協議会の中で、今後のスケジュールということで10月の2日の日を当てておりましたですけども、そのことにつきまして、ちょっと日時につきましては、再度、協議をさせていただいて、また決まりましたら早目に御連絡をさせていただきたいというふうに考えております。よろしくお願ひしたいというふうに思います。

松元議長 ただいま事務局の方から日程についての説明がございましたが、会長の方からその方針について説明をお願いします。

中村会長 日程等につきましては、こうしていよいよ10月というような期限が迫っておりますが、今日、決定いただきました、再度、最後の確認もありますし、今の問題の協

議をいただく日程については協議させてもらって、早目にまた連絡をさせていただきますので、御理解をいただきますようお願いを申し上げたいと思います。

松元議長 ただいま会長からもありました、今日の案件も次回、再度、集まっていたときに延ばさせていただくということで御了解いただきたいと思います。

それで、今日の提案ありました継続審議あるいは建設計画等につきましては、協議事項につきましては現段階ではすべて終了しておりますが、さらに協議が要るということもありますので、次回、もう一度集まさせていただく。その日程については、再度、事務局の方から連絡させていただくということでお願いしたいと思います。よろしゅうございますか。御理解いただけましたか。

それでは、本日の会議を閉会いたします。

その前に、副会長より挨拶させていただきます。

馬場副会長 それでは、閉会のご挨拶を申し上げます。今日は大変な好天に恵まれました。私は最近、議会の本会議等で駄じゃれを連発しまして、よくひんしゆくを買ってるところであります。駄じゃれとともに縁起も担ぐ方でございます。今日は先負ということで午後の開会、とりわけ田中委員、小林委員にも御出席賜りましたということを実に心からうれしく思っております。

この合併協議、協議項目はほぼ終了いたしまして、調印の運びをというふうに思う訳であります。その前段で、法定合併協議会の意義というものをそれぞれ私ども一人一人が、やはり、再度、見詰め直す必要があるというふうにも思っております。法定の合併協議会の重みというものは、もちろん議会での議決というのが最終ある訳でございます。その重たさ、どちらが重たいのかというのは一概には申し上げられないというふうに思っております。法定の合併協議会の意義というものは、やはり、議会の議決というものは、ある意味で確認をする、追隨をするというふうに一まとめで言うのは大変おこがましい訳であります。そういう要素も多分にあるというふうに認識をさせていただいております。

今日まで多くの御議論、闘わせていただきましたし、貴重な御提言も賜りました。今後、この2つの町の未来、将来に向けまして、さらなる飛躍を心より御期待、あるいはそうしなければならぬところでございますし、そのことを皆さんともども、また、傍聴の皆さん方も、あるいはオブザーバーとして参加いただいた皆さん方にも御確認をいただきまして、本日の会を閉じさせていただきます。どうもありがとうございました。

松元議長 これをもちまして本日の会議を終了いたします。御苦労さまでした。